

障害福祉サービス事業所の新規指定申請をお考えの方へ

1. 障害福祉サービス事業所等の指定申請について

(1) 申請書類の受付

受付時間：午前9時～午後5時（県庁開庁時のみ）

(2) 指定日及び申請期限

指定日：毎月1日

申請期限：指定月の前々月の末日

※期日までに申請書を提出した場合であっても、別途県が指定する期限までに書類等の修正が完了しない場合、指定月が申請月よりも遅れます。

(3) 指定申請に必要な書類

「申請書類一覧」に記載の必要書類一式

以下の書類についても、各期限までに提出してください。

① **加算届**：指定予定月の前月15日まで（処遇改善加算は指定予定月の前々月末日まで）

② **工賃向上計画**：事業開始後1ヶ月以内（指定通知に案内を同封します）

※①については、事業開始時からの算定の有無に関わらず必要。

②については、就労継続支援B型のみ必要。

申請前に必ず事前相談を行って下さい！

・指定申請前に、下記の事項の確認のための事前相談制度を設けています。

「事前相談シート」等を作成の上、期日までに事前相談を郵送にてご提出ください。

初回の事前相談期限：申請期限の2週間前までの開庁日

〈事前相談において確認を行う事項〉

- ① 従業者等の資格、人員配置
- ② 事業に使用する建物の設備要件充足状況
- ③ 他法令（建築基準法、消防法等）に基づき必要な手続きの進捗状況
- ④ 事業概要・収支計画（就労系サービスのみ） など

※事業所の名称について、既に他法人で指定を受け使用されている名称及び類似名称は、トラブル等が想定されるため、できる限り使用しないで下さい。（他法人の事業所名称については、障害福祉課ホームページ掲載の事業所一覧やWAMNET等で確認して下さい。）

2. 他の法令等に基づく必要な手続きの確認について

(1) 他法令に適合しているかの確認について

- ・障害福祉サービス事業に使用する建物については、奈良県条例における設備基準のほか、建築基準法、消防法等の他法令にも適合していることが必要です。
- ・他法令の適合については新築、増改築、売買契約、賃貸契約を行う前に、土木事務所、消防署等関係機関への確認・相談を行って下さい。

※障害福祉サービスの設備基準を満たしていても、他法令に違反している場合は指定できません。

※また、事前相談より前に建物の契約等を行っていたことに伴う配慮は一切行いません。

【関係法令の例】

※各法令の詳細につきましては、各所管官庁へお問い合わせ下さい。

① 都市計画法 ※各市町村の担当部署へお問い合わせください

- ・市街化調整区域においては、都市計画法上の立地要件と技術的基準の両方を満たす必要があり、要件を満たさないものは建築物の建築・用途変更が認められません。また、サービスの種類によっては許可されない場合があります。

② 建築基準法 ※生駒市・橿原市は各市の担当部署へ、その他の市町村は管轄の土木事務所へお問い合わせください

- ・新築建物だけでなく、既存建物を事業所として使用する場合であっても、自己所有、賃貸を問わず、建築基準法上の用途変更手続き等が必要な場合があります。

③ 消防法 ※各市町村の消防署へお問い合わせください

- ・事業所を開設する場合、防火対象物使用開始（内容変更）届を消防署に提出する必要があります。
- ・また、サービスの種別や想定する利用予定者の状況によっては、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯等の設置が必要となり建物の改修等が生じる場合がありますので、事前に最寄りの消防署に確認を行うとともに、事業開始前には消防署の検査を受けて下さい。

④ 食品衛生法 ※各市町村の管轄の保健所へお問い合わせください

- ・実施事業によっては食品衛生法上の営業許可等が必要となる場合があります。
- ・また、利用者に昼食等を調理し提供する場合や、生産活動の一環として製造した食品を販売する場合などについても、食品衛生法条の手続きが必要となるか事前に確認を行って下さい。

⑤ その他関係法令

- ・上記以外の法令についても、事業内容に合わせて必要な手続きの確認を行って下さい。
(農地法上の手続き、古物商営業許可、福祉有償運送事業許可など)

(2) 他法令適合状況確認書類の提出について

- ・他法令の適合条件を確認するため、指定申請時に「建築物関連法令確認記録報告書」を提出してください。
- ・また、事業開始までに当該法令への適合を確認できる書類（消防検査済証など）の追加提出が必要です。

3. 就労継続支援 A 型事業所の新規指定について

(1) 就労継続支援 A 型事業所について

- ・就労継続支援 A 型事業所は、障害者の方を雇用し、就労する場の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。
- ・事業所は利用者の方と雇用契約を締結する必要がありますので、利用者は、労働基準法上の労働者となり、最低賃金以上の給与の支払いが必要となります。
- ・利用者の賃金は、事業所が行う事業収益で賄う必要があるため、継続・安定的な事業収益が見込めないと適切に事業を行うことが出来ません。
- ・就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を行うことから、利用者に作業等を教えるための職業指導員や、利用者が社会生活等を営むための生活支援を行う生活支援員の配置が必要となります。
- ・なお、就労継続支援 A 型事業所の実施主体については、「専ら社会福祉事業を行う者」である必要があります（社会福祉法人を除く）。

(2) 就労継続支援 A 型事業所にかかる指定審査について

- ・事業者が適切に事業を行える状態か精査する必要があることから、事前相談時に「事前相談シート」や「事業概要」の内容を詳しく確認します。
- ・事前相談の内容によっては、追加資料の提出や事業内容の見直しを依頼しますので、期日までに事前相談をいただいても、希望する月での指定を行えない場合があります。

4. 指定基準・申請関係様式のダウンロードについて

- ・人員、設備等の基準については、別途ホームページに掲載しています。
- ・事前相談シートや指定申請書、加算届等の関係書類は、別途ホームページからダウンロードしてください。（※随時改定を行うため、必ず最新の様式をダウンロードして使用してください。）

[連絡先] 奈良県福祉医療部障害福祉課自立支援・療育係

TEL : 0742-27-8513